

あしぎんFAXデータサービス利用規定

1. あしぎんFAXデータサービス

あしぎんFAXデータサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）が占有・管理するファクシミリまたはプッシュボン電話（以下「端末」といいます。）を通じて、本「あしぎんFAXデータサービス利用規定」（以下「本規定」といいます。）所定の振込依頼にもとづき、「あしぎんFAXデータサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）により届出た契約者本人名義の普通預金口座もしくは当座預金口座（以下「振込資金決済口座」といいます。）から振込資金を引落しのうえ、契約者が指定した当行国内本支店または全国銀行内国為替制度加盟金融機関の本支店の預金口座へ振込手続を行うサービスをいいます。

2. 利用環境

本サービスに使用する端末、回線等は、当行所定の仕様を完備したもので、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3. 利用時間

本サービスの利用時間および受付期限は当行所定の範囲内とし、取引により異なります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

4. 振込限度額

1件あたりの振込限度額は、契約者が申込書により届出た金額の範囲内とし、振込依頼1件の金額がその限度額を超える場合には、当行は振込依頼受付時に当該振込依頼の受付を行わないものとします。

5. 取引の依頼

(1) 振込手続

① 総合振込

ア. 振込指定口座は、当行国内本支店または全国銀行内国為替制度加盟金融機関の本支店の預金口座とします。

イ. 振込手数料差引扱いは、契約者が依頼した振込金額より当行所定の振込手数料を差し引いた後の金額を振込するものとします。

② 給与振込

ア. 給与振込は契約者の役員・従業員に対する報酬・給与・賞与の振込に限ります。

イ. 当行は、給与振込明細に基づき、振込指定日に当行国内本支店または全国銀行内国為替制度加盟金融機関の本支店の預金口座へ振込手続きを行います。

ウ. 本規定に定めのない事項については、別途定める「給与振込に関する契約書」に基づき取り扱うものとします。

③ 振込指定日は当行所定の営業日とし、契約者が振込依頼書により当行所定の範囲内で指定するものとします。

(2) ファクシミリによる依頼

① ファクシミリにより振込を依頼する場合は、振込明細を当行所定の振込依頼書（以下「依頼書」といいます。）に記入のうえ、当行のFAXデータセンターあてに送信するものとします。

② 当行は、契約者から送信された振込明細を文字認識装置等で読み取り、その読み取り結果を届出のファクシミリ番号あてに返信します。

③ 契約者は依頼書と返信内容を照合し、誤りがある場合は依頼書の該当部分を当行所定の方法により訂正して再送信するものとします。

(3) プッシュボン電話による依頼

- ① プッシュボン電話により振込を依頼する場合には、当行の定める方法および操作手順により行うものとします。
- ② 当行は、契約者から送信された振込依頼内容を、届出のファクシミリ番号あて返信します。
- ③ 契約者は振込依頼内容と返信内容を照合し、誤りがある場合は所定の方法により振込依頼の取消を行い、もう一度はじめから依頼するものとします。

(4) 依頼内容の承認

- ① 当行からの返信内容に誤りがないことを確認した場合は、契約者はプッシュボン電話より当行所定の方法で振込依頼の承認をしてください。当行は、振込依頼の承認を受信次第、受付通知書を届出のファクシミリ番号あて送信します。
- ② 振込依頼の承認の際に当行が受信した委託者コード、暗証番号および確認書番号が、登録の委託者コード、届出の暗証番号および確認書番号と一致した場合は、当行は正当な契約者からの依頼とみなして手続を行います。

(5) 依頼内容の確定

- ① 依頼内容が確定し当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。
- ② 当行が振込依頼の承認を受信したかどうかは、当行所定の方法により契約者が確認するものとします。また、当行が振込依頼の承認を受信しなかった場合は、再度やり直してください。
- ③ 所定の时限までに振込依頼の承認を受信しなかった場合、当該振込依頼はなかったものとみなします。
- ④ 支払の実施

- ① 振込資金は、振込指定日の前日までに振込資金決済口座に入金するものとします。なお、入金が振込指定日当日になった場合は、振込ができない場合があります。
- ② 振込資金決済口座からの資金の引落しについては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに、当行所定の方法により引落します。
- ③ 引落日に振込資金決済口座からの引落しが複数あり（本サービスによるものに限りません。）、その引落総額が振込資金決済口座の支払可能残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ④ 振込取引にかかる受付書（領収書）は発行しません。
- ⑤ 当行は振込金の受取人に対して入金通知は行いません。
- ⑥ 以下に該当する場合、振込の取扱いはできません。

- ア. 振込金額が振込資金決済口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

- イ. 振込資金決済口座が解約済のとき。

- ウ. 契約者から、通帳・印鑑の紛失等による振込資金決済口座からの支払停止の届出があり、当行が所定の手続を行ったとき。

- エ. 貸付の延滞、差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。

- オ. 本規定に反して利用されたとき。

(7) 取引結果の照会

- ① 契約者は、振込指定日には必ず振込の実施状況について、預金通帳等への記帳、または当座勘定照合表などにより、契約者

の責任においてその取引処理結果を照会するものとします。

- ② 取引内容に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑惑が生じたときは、当行の電磁的記録等の内容をもって処理させていただきます。

6. 手数料等

(1) 基本手数料

- ① 本サービスの利用に当たっては基本手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いただきます。基本手数料は当行所定のものとします。なお、1ヶ月に満たない利用期間についても1ヶ月分の基本手数料をお支払いいただきます。
- ② 引落しにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書、キャッシュカードの提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出の手数料引落口座から、毎月当行所定の日に口座振替により引落します。なお、当行所定の日に引落不能の場合、以降当行が請求した日に引落します。

(2) 振込手数料

- ① 振込については、契約者は1件ごとに当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いいただきます。
- ② 振込手数料および消費税等は申込書にて届け出た方法により振込資金と同日、または当行所定の日に一括して手数料引落口座から引落します。
- ③ 引落しにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出の手数料引落口座から口座振替により引落します。なお、当行所定の日に引落不能の場合、以降、当行が請求した日に引落します。
- ④ 当行は本サービスにかかる領収証は発行しません。
- ⑤ 当行は基本手数料、振込手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更などに伴い本サービスにかかる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、前項までの方法により引落します。

7. 依頼内容の訂正組戻

- ① 依頼内容が確定し、当行所定の时限を過ぎている場合は、当行本支店の窓口において、訂正組戻依頼を行っていただきます。また、訂正組戻については当行所定の訂正手数料、組戻手数料および消費税等をいただきます。なお、振込手数料およびこれに伴う消費税等は返却しません。

(2) 訂正組戻の実施

- ① 当行は契約者からの依頼に基づき振込指定口座のある金融機関に訂正組戻の依頼を行います。
- ② 組戻により返却された振込資金は、当行所定の手続きにより契約者に返却します。
- ③ 前記7. 案①の場合において、振込指定口座のある金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の訂正組戻手数料およびこれに伴う消費税は返却しません。

- ④ 前項の処理後、改めて振込を依頼する場合は、新たな振込依頼として振込手数料およびこれに伴う消費税等をいただきます。

- ④ 当行が組戻訂正依頼書に捺印された印影と、届出の印鑑の印影とを相当の注意をもって照合し、相違がないものとして認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

8. 届出事項の変更等

- ① 契約者は、振込指定日には必ず振込の実施状況について、預金通帳等への記帳、または当座勘定照合表などにより、契約者

の変更がある場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに当行所定の方法により届出ください。

9. 免責条項

- (1) 以下の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があつても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があつたとき。
 - ② 電話回線等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより、契約者の暗証番号等や取引情報等が漏洩したとき。
 - ③ 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - ④ 郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。
 - ⑤ 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
 - ⑥ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があつたとき。
 - ⑦ 当行の責めに帰すべき事由がなかったとき。
- (2) 本サービス申込の際に契約者が申込書に捺印した振込資金決済口座または手数料引落口座の印影を、当行届出の当該預金口座の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行の責によらない電子機器、通信機器、通信回線等の障害ならびに電話の不通等により、取扱いが遅延や不能になった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 契約者は本サービスの利用に際して、電話回線等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- (5) 本サービスに使用する端末および通信媒体等（以下「取引機器」といいます。）が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかつたことにより取引が成立しない、または成立した場合、契約者に損害が生じた場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) この取扱による本サービス利用の際、当行が受信した委託者コード、暗証番号、確認書番号とあらかじめ取り決めた委託者コード、暗証番号、確認書番号との一致を確認して取扱いましたうえは、取引機器、委託者コード、暗証番号等につき不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (7) 前記の都合により本サービスを解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不到着（受領拒否の場合も含みます。）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (8) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何時でも契約者に通知することなく、本サービスの契約を解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があつたとき。

② 公衆電話回線、専用電話回線等の通信回線において当行に有効な取引依頼内容のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者の暗証番号等や取引情報が漏洩したとき。

③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。

⑤ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。

⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

⑦ 相続の開始があったとき。

⑧ その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。

(5) 次の各号の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。

① 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明したとき。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他、前記A.～E.に準ずる者

② 契約者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他、前記A.～D.準ずる行為

11. 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは前記10.(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、前記10.(5)の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。

12. 機密の保持

契約者は本サービスに伴って知り得た当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

13. 規定の準用

(1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、その他預金関連諸規定を適用または準用するものとします。

(2) 総合振込、給与・賞与振込に関する振込通知の発信後の取扱いで本規定に定めのない事項については、振込規定を準用するものとします。

14. 本サービス内容または本規定の変更

(1) 本サービス内容及び本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. 本サービスの廃止

当行は、郵送通知等、当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止できることとします。

16. 契約者情報の取扱

- (1) 当行は、次の契約者情報を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用しません。
- ① 契約者が本サービスへの利用申込時に届出した情報および契約者より登録された登録利用者に関する情報。
 - ② 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う情報。
- (2) 契約者は、契約者情報を、当行が次の目的のために業務上必要な範囲で使用することをあらかじめ承諾するものとします。
- ① 新商品、新サービスの企画・開発。
 - ② ダイレクトメール、電子メールなどの発送・送信。
 - ③ その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為。
- (3) 当行は、次の場合を除き、契約者情報を第三者に開示しないものとします。
- ① あらかじめ契約者の同意が得られたとき。
 - ② 法令に基づき開示が求められたとき。

17. 有効期間

本サービスの有効期間はお申込日から1年間とします。ただし、契約期間満了までに契約者または当行から解約の申し出を行わないときは、期間満了日の翌日から1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

18. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上